

地域主権改革の現状について

平成 22 年 12 月 27 日に開催された第 10 回地域主権戦略会議において、地域主権戦略大綱に基づき、国出先機関廃止にかかるアクションプラン及び補助金等の一括交付金化の概要が下記のとおり示されました。

これら地域主権改革について、今後ともその動向を注視し、迅速な情報提供など適宜対応していきます。

1 アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）

（1）事務・権限のブロック単位での移譲推進

諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とし、全国一律・一斉実施にはこだわらない。

平成 24 年通常国会に法案を提出し、26 年度中の事務・権限の移譲を目指す。

（2）地方自治体が特に移譲を要望している事項

直轄道路・直轄河川について、一の都道府県で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものについても個別協議に基づく移管について取組む。その際、関係市町村長の意見を聴く。

公共職業安定所(ハローワーク)について、希望する自治体において、国の行う事務と地方が行う相談業務を地方自治体主導の下、一体的に実施できるよう所要の措置を講ずる。当該一体的実施を 3 年程度行い、状況を踏まえて権限移譲について検討する。

（3）（2）以外の事務・権限

（1）の体制が整うまでの間であっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、移譲を積極的に行う。

2 地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」（仮称）

地域の自由裁量拡大のため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設する。第一段階として、平成 23 年度から投資補助金の一括交付金化に取り組む。

（1）規 模

都道府県分・市町村分をあわせて 1 兆円強。平成 23 年度は都道府県分（5,120 億円分）について導入する。（市町村分については平成 24 年度から導入。）

（2）概 要

「各府省の枠にとらわれず使える」こととし、「箇所付け等の国の事前関与を廃止」する。「客観的指標に基づく恣意性のない配分」を導入する。

（3）継続事業の取扱い

当面は、客観的指標だけでなく、継続事業が実施できる配分とする。

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成22年12月28日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

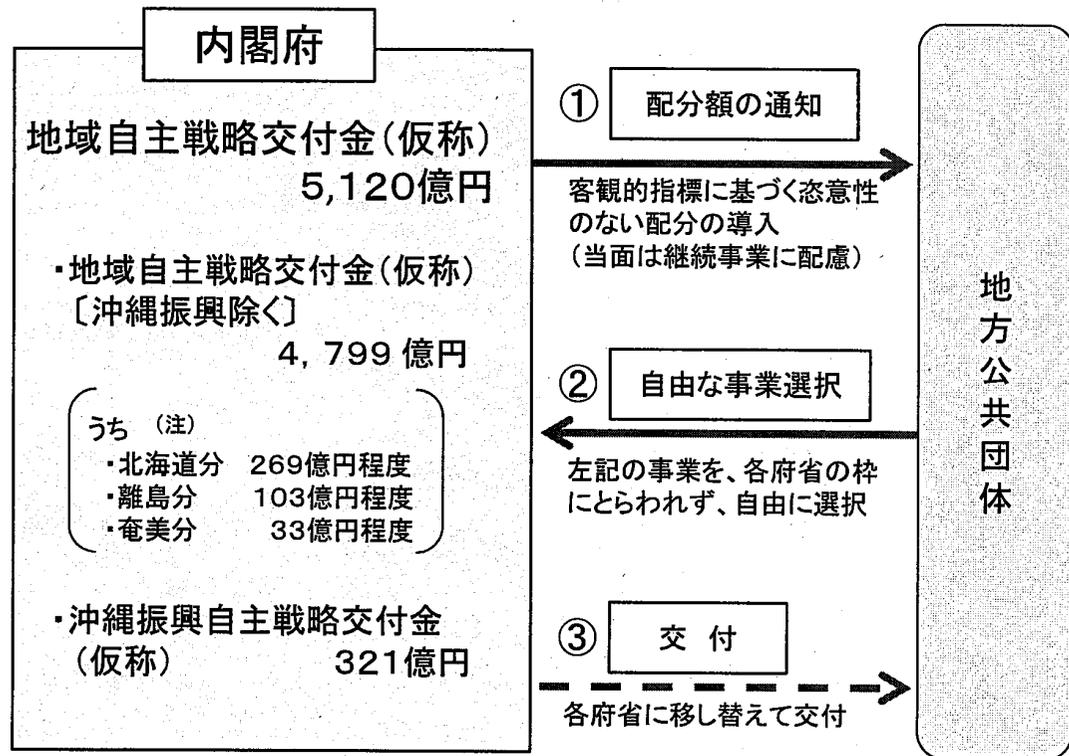
地域自主戦略交付金（仮称） 5,120億円

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」（仮称）を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

<スキーム>



(注)金額は配分予定額の一部。用途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。